

役員規程（骨子案）

第1 趣旨

副理事長及び理事の任命等について、法及び定款で定めるもの以外の必要事項を定める。

第2 任命等

副理事長は、事務局長の職にある者を理事長が任命する。
理事のうち1名を常勤とし、その他の理事は非常勤とする。
常勤の理事は、副学長の職にある者を理事長が任命する。

第3 代理の順位

定款第9条第6項に定める理事長及び副理事長の職務代理又は職務執行に係る理事の順位は、次のとおりとする。

- 第1順位 常勤の理事(副学長)
- 第2順位 非常勤の理事のうち理事歴のより長い理事
- 第3順位 その他の理事

第4 任命・解任の公表

法第14条第4項及び法第17条第4項に規定する任命又は解任の公表は、中期計画の公表の例による。

今後検討事項(案)

第5 任期

副理事長及び理事の任期は、2年とする。